

議案第33号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表76の項の次に次のように加える。

76の2 食品製造業等取締条例第5条第1項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可（卸売市場内の営業を除く。）	1件 8,800円	許可申請のとき
76の3 食品製造業等取締条例第5条第2項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可の更新（卸売市場内の営業を除く。）	1件 5,400円	更新申請のとき
76の4 食品製造業等取締条例第5条の2第1項の規定に基づく弁当等人力販売業者に係る許可済証の交付（卸売市場内の営業を除く。）	1件 1,400円	交付申請のとき
76の5 食品製造業等取締条例第5条の2第3項の規定に基づく弁当等人力販売業者に係る許可済証の再交付（卸売市場内の営業を除く。）	1件 1,100円	再交付申請のとき

別表77の項中「第5条第1項」を「第5条の3第1項」に改め、同表78

の項中「第5条第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(説明) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成27年3月東京都条例第12号)の一部が施行されることに伴い、弁当等人力販売業の許可等に係る手数料を追加するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	額	徴収時期	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
（現行に同じ。）			（ 省 略 ）		
76の2 食品製造業等取締条例第5条第1項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可（卸売市場内の営業を除く。）	1件 8,800円	許可申請 のとき			
76の3 食品製造業等取締条例第5条第2項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可の更新（卸売市場内の営業を除く。）	1件 5,400円	更新申請 のとき			
76の4 食品製造業等取締条例第5条の2第1項の規定に基づく弁当等人力販売業者に係る許可済証の交付（卸売市場内の営業を除く。）	1件 1,400円	交付申請 のとき			

<p>76の5 食品製造業等取締条例第5条の2第3項の規定に基づく弁当等 人力販売業者に係る許可済証の再交付（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>1件 1,100円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>77 食品製造業等取締条例第5条の3第1項の規定に基づく食品製造業等の許可（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>（現行に同じ。）</p>	
<p>78 食品製造業等取締条例第5条の3第2項の規定に基づく食品製造業等の許可の更新（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>（現行に同じ。）</p>	
<p>（現行に同じ。）</p>		

（備考現行に同じ。）

<p>77 食品製造業等取締条例第5条第1項の規定に基づく食品製造業等の許可（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>（省略）</p>	
<p>78 食品製造業等取締条例第5条第2項の規定に基づく食品製造業等の許可の更新（卸売市場内の営業を除く。）</p>	<p>（省略）</p>	
<p>（省略）</p>		

（備考省略）